

群馬県庁移動販売車出店事業に関する公募型プロポーザル実施要領

1 事業の名称

群馬県庁移動販売車出店事業

2 趣旨・目的

群馬県庁のにぎわいを創出することにより、県民幸福度向上に繋げる。

3 募集概要

2026年度の平日に群馬県庁正面玄関に移動販売車の出店を希望する事業者を募集し、選定された事業者（以下、優先交渉者という）と群馬県の間で、移動販売車の出店に係る行政財産の貸付契約を締結します。

4 応募資格

次の条件の全てを満たしていることとします。

- ・地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと
- ・破産宣告を受け復権していない者でないこと
- ・銀行取引停止処分を受けている者でないこと
- ・会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立て、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続の申立てがなされている者でないこと
- ・群馬県の指名停止処分を受け、その期間が終了していない者でないこと
- ・国税及び地方税等を滞納している者でないこと
- ・暴力団、暴力団員又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと

5 スケジュール

- ・企画提案募集 2026年3月3日（火）から3月18日（水）17時まで
- ・質問受付 2026年3月6日（金）17時まで
- ・質問回答 2026年3月10日（火）まで
- ・参加申込期限 2026年3月12日（木）17時まで
- ・企画提案期限 2026年3月18日（水）17時まで
- ・審査（書面） 2026年3月19日（木）（予定）
- ・優先交渉者決定 2026年3月24日（火）（予定）
- ・契約締結 2026年4月中（予定）

6 企画提案要領・仕様書・様式の配布

県ホームページからダウンロードしてください。

URL：<https://www.pref.gunma.jp/site/nyuusatsu/745278.html>

7 質問受付

応募を予定している事業者で、質問がある場合には、「質問票（様式1）」をメールで提出してください。

- (1) 受付期限 2026年3月6日（金）17時まで
- (2) 提出先 群馬県総務部財産有効活用課県庁舎リノベーション推進室 あて
アドレス：zaisanka@pref.gunma.lg.jp
※件名を「【質問】移動販売車出店事業」としてください。
※送信後、必ず電話で受信確認をしてください。
- (3) 回答 2026年3月10日（火）までにメールで回答します。質問の内容や回答は、個別の企画提案の内容に関わるものを除き、県ホームページに公開する場合があります。

8 参加申込

応募を希望する事業者は、「参加申込書（様式2）」をメールで提出してください。

- (1) 提出期限 2026年3月12日（木）17時まで
- (2) 提出先 群馬県総務部財産有効活用課県庁舎リノベーション推進室 あて
アドレス：zaisanka@pref.gunma.lg.jp
※件名を「【参加申込】移動販売車出店事業」としてください。
※送信後、必ず電話で受信確認をしてください。

9 応募の手続き等

参加申込者は次のとおり企画提案書等を提出してください。なお、参加申込者以外からの企画提案書等は受け付けません。また、参加申込者であっても、提出期限経過後の企画提案書等は受け付けません。

- (1) 提出書類
 - ①企画提案書表紙（様式3）
 - ②企画提案書（本体）（任意様式）*内容は（2）のとおり
 - ③業務実績一覧表（様式4）
 - ④法人にあっては登記事項証明書（3ヶ月以内に発行されたもの）（※）、法人でない者については代表者の身分証明書の写し
 - ⑤決算書（直近1期分（半期決算の場合は2期分））又はこれに類する書類（※）

⑥暴力団排除に関する誓約書（様式5）（※）

⑦会社概要（パンフレット等）

※（※）の付いた資料は、群馬県の「令和6年度・7年度物件等購入契約資格者名簿」登載者は提出不要。

（2）企画提案書（本体）の記載事項

以下の項目について記載してください。その他、アピールしたい事項等があれば自由に記載してください。

①取り扱っている移動販売車の種類や台数

②年間出店回数の見込み

2026年4月1日から2027年3月31日までの平日のうち、年間出店回数を見込みで記載してください。

③これまでの同種の事業実績

④移動販売車の衛生管理対策

適切な衛生管理のためにどのような対策を行うか、またその対策を行う理由があれば記載してください。

⑤暴力団等を排除するための対策

出店者について、暴力団、暴力団員又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者が含まれていないことをどのように確認しているか記載してください。

⑥事故等発生時の対処手順等

移動販売車が提供するサービスの不備や瑕疵に起因して事故やトラブルが発生した場合の対処手順と対応窓口（責任者）を明記してください。対応窓口（責任者）が申請事業者と異なる場合は、申請事業者との関係を記載してください。

⑦保険の加入状況

キッチンカー出店者に対して、出店に伴うリスクが担保できる保険（PL保険及び施設賠償責任保険等）への加入を義務づけているか記載してください。

⑧希望する貸付料

積算根拠を記載してください。ただし、希望する貸付料は県が設定する年間基準額「52,500円」を下回らないでください。（消費税は非課税です。）

（3）提出方法

①受付期限 2026年3月18日（水）17時まで

②提出先 群馬県総務部財産有効活用課県庁舎リノベーション推進室 あて

アドレス：zaisanka@pref.gunma.lg.jp

※件名を「**【提出】**移動販売車出店事業」としてください。

※送信後、必ず電話で受信確認をしてください。

③ファイル添付方法

PDF形式で、1通あたりの最大添付ファイル容量は7MBまでとしてください。

(4)書類の取扱い

- ・提出された応募書類は返却しません。
- ・提出された応募書類は、本業務の受託者選定に係る審査のみに使用します。
- ・提出された応募書類は、審査の必要上、複製を作成する場合があります。

(5)その他事項

- ・応募書類の作成・提出に要する経費は提案者の負担とします。
- ・提出期限後の事業者の都合による書類の追加及び差し替えは、一切認めません。
- ・提案者が提出書類に虚偽の記載をした場合は、当該企画提案を無効とし、契約締結後にその事実が明らかとなった場合には、契約を解除することがあります。
- ・企画提案書の提出後に辞退する場合には、速やかに連絡するとともに、その事実を書面で提出してください。

10 審査

提出された書類に基づいて審査を行い、総合的に最も評価の高い企画提案を行った事業者を優先交渉者として選定します。

(1)審査項目

審査にあたっては、次の項目（配点計50点）を基に総合的に審査します。

	項目	内容	配点
①	趣旨・目的の理解	・事業の趣旨・目的を十分に理解した内容になっているか。	5
②	実施体制等	・にぎわい創出に繋がる可能性があるか。 ・取り扱っている移動販売車の種類や台数は適切か。 ・年間出店回数（見込）は適切か。	15
③	管理・運営の信頼性	・これまで同種の事業実績があるか。 ・移動販売車の衛生管理対策が取られているか。 ・暴力団等を排除するための対策が取られているか。 ・事故等発生時の対処手順等が明確になっているか。 ・出店に伴うリスクが担保できるか（保険への加入義務づけ）。	25
④	貸付料	・希望価格は適切か（※県の基準額52,500円以上）。	5

(2)審査結果通知・公表

審査結果は2026年3月24日（火）以降に全ての参加者に通知します。なお、優先交

渉者は県ホームページ上でも公表します。

1 1 その他

- ・上記 10 において選定された優先交渉者を契約相手方の候補とします。
- ・企画提案内容がそのまま契約内容となるものではなく、具体的な契約内容及び貸付料は、県との交渉で決定します。
- ・上記交渉が不調に終わった場合、審査において次点とされた者と交渉する場合があります。
- ・契約締結に必要な経費は受託者の負担とします。

1 2 企画提案要領記載外の事項

本企画提案要領に定めのない事項又はこの要領に記載の事項について疑義が生じた場合には、必要に応じて関係者と協議の上、群馬県知事が定めるものとします。

1 3 問い合わせ先

〒371-8570 群馬県前橋市大手町 1-1-1 (群馬県庁 11 階)

群馬県総務部財産有効活用課県庁舎リノベーション推進室

TEL : 027-898-2773

E-mail : zaisanka@pref.gunma.lg.jp